

まちの姿Ⅰ 人権が尊重され、市民が主役となるまち

施策Ⅰ-① 平和の希求・人権の尊重

施策Ⅰ-② 市民参加・市民協働の推進

施策Ⅰ-③ 市政情報の共有

施策1-① 平和の希求・人権の尊重

目指す姿

平和の大切さや尊さを自分ごととしてとらえ、一人ひとりの人権が尊重されるとともに、性別や文化にとらわれず互いに認め合い、誰もが能力、個性を発揮し、自分らしく暮らすことができている。

現状と課題

平和宣言都市であるとともに、平成21(2009)年度から、核兵器のない平和な世界の実現を目的とした「平和首長会議」に加盟しています。世界では紛争が絶えない地域が存在している中、子どもの頃から平和の尊さについて考える機会を提供するための機会の創出等、平和の大切さを次世代に継承していくよう取り組んでいます。戦争体験を継承できる世代が減少していることから、日常における平和の大切さを実感し、自分ごととして考えられる意識の醸成が必要です。

令和2年度の「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」施行に伴い、狛江市人権尊重推進会議を設置し、市の人権施策の取組について評価を行いました。人権に関する市民意識調査、狛江市人権施策推進指針の策定、人権啓発誌の全戸配布や人権啓発講演会等を行っています。人権尊重は各分野に跨るものであり、人権が尊重される環境づくりに努めているところですが、人権について考える機会を提供し、市民一人ひとりの人権意識を高められるよう、効果的な啓発等を行っていく必要があります。

女性のためのカウンセリングや啓発誌発行、講演会を開催し、フォーラムでは会場とオンライン形式を併用する等、参加しやすい環境づくりを行っています。市の審議会等に参加する市民委員の女性割合は5割を超えているものの、委員全体で見ると4割を下回っています。また、世界フォーラムが公表している男女の格差を測るジェンダーギャップ指数が世界的に見ても低い状況にあり、依然として性別による固定的役割分担等の偏見は解消されていません。性別や自分が育ってきた家庭環境にとらわれず、時代の変化に合わせて多様な価値観があることを認識し、理解を深められるような意識の醸成が求められます。

性的マイノリティへの対応として、東京都パートナーシップ宣誓制度を市制度にも適用するとともに、市の相談窓口では、性別にかかわらず相談できるよう「こころのカウンセリング」を実施しています。また、男女共同参画だけでなく、多様な性のあり方も含めて、誰もが自分らしく生きられるような環境づくりにつなげることが必要です。

国際交流協会では、日本語教室や外国語通訳ボランティア派遣や小中学校での外国籍児童生徒への日本語支援、多文化の理解を深めるための多様な活動を行っています。海外にルーツを持つ子どもの生活言語支援のため、「にはんごしえん」を市民協働事業として行っています。在住外国人が安心して地域の一員として暮らすことができるよう、調査や取組の中で、どのようなことに不便や悩みを抱えているか現状を把握し、必要な支援を行うこと等により共に安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

施策1-② 市民参加・市民協働の推進

目指す姿

多くの市民が市政に興味を持ち、まちづくりに主体的に参加することで、狛江に愛着を持って暮らしています。また、市民や団体等と行政による適切な役割分担のもと、協働してまちづくりを進めています。

現状と課題

行政活動の企画立案から実施・評価に至るまで、市民が様々な形でまちづくりに参加する「市民参加」と、市民公益活動を行う団体と行政が、行政活動に共同して取り組む「市民協働」について、平成15(2003)年に「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」を制定し、市のまちづくりの基本としています。

無作為抽出による市民委員の募集により、審議会等における市民委員充足率は高くなっていますが、市民委員の年代は、働き盛りの世代や若年層の参加が少ない状況にあります。より幅広い年代が参加しやすくなるよう、市民委員等候補者登録制度の創設や多くの審議会等でオンライン参加を可能とする等、参加しやすい環境づくりを進めています。より多くの方に市政に関心を持ってもらえるような情報発信やきっかけ作りに加え、市民委員としての成果や意義が感じられるよう、審議会等でのわかりやすい説明や市政への反映が実感できることも求められます。

市民協働事業提案制度は、団体からの提案や行政提案が事業に結びつく件数が少ない状況にあります。狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例における「市民協働」の定義について、団体に限らず、市民や事業者等、様々な主体との連携が求められることから、協働主体の範囲を広げるとともに、各主体が連携、協働してまちづくり活動に取り組むように改めました。地域課題の解決に向けて、行政だけではなく、市民や団体、事業者等の多様な主体による協働の輪を拡げ、課題をマッチングできる仕組み等を検討し、持続可能なまちづくりに向けて新たな価値を創出できる共創のまちづくりを進める必要があります。

市民活動支援センターは開設8年目を迎え、新たな団体が設立する等、団体への支援や市民活動の活性化につながっています。市民センターへの移転後は、複合施設として、より人が集まりやすい場所となる利点を活かし、センターの周知及びボランティアや市民活動に関心を持つ人材の掘り起こし等を行っていく必要があります。また、市民活動に関心がある層だけではなく、新たな潜在層も含めた担い手の掘り起こしやマッチング、地域における多様な主体間の連携や多様な分野での活動がさらに活性化するよう、センター機能の強化も必要です。市民活動のきっかけとして、他分野の取組と連携する等、敷居を低くし、市民活動に取り組みやすくすることが求められています。

施策Ⅰ-③ 市政情報の共有

目指す姿

わかりやすい情報発信等により、誰もが市政情報入手しやすい環境が整っています。また、行政運営の透明性が確保されていることで、市民と市が市政情報を共有し、市民参加・市民協働によるまちづくりが進んでいます。

現状と課題

広報こまえを月2回発行している他、市ホームページや各種SNSを活用しながら市民にとって重要な市政情報等を発信しています。LINEは、市からの配信だけでなく、問合せや市民からの通報等、双方向のコミュニケーションによる情報共有に活用しています。今後は、情報の受け手の属性や特徴を踏まえた情報発信やSNS毎の特徴等を考慮し、市内外に向けて効果的かつ効率的な運用を検討する必要があります。

情報公開制度については情報提供制度と併せて運用を行っており、情報公開制度に対応するための文書管理については、令和5年3月より電子決裁の運用を開始し、電子化による文書の管理を推進することで、より検索性が高まり、情報公開制度へ迅速に対応できる体制づくりを推進しました。電子決裁については、電子文書と紙文書の混在に留意しつつ、文書管理の推進を図っていく必要があります。また、情報公開の際の個人情報の取扱いについては、令和5年4月1日から国の個人情報の保護に関する法律へ移行したため、法の考え方の周知・啓発を行う必要があります。